

令和8年度農地の参考賃借料について、次のとおり情報提供いたします。

この情報は、貸し手・借り手農家が賃借料を設定するときの目安として提示するものです。各自の賃借料については、圃場の形状、広さ、作業効率や水利費など地域において異なりますので、お互いで十分に話し合いのうえ決定してください。

【令和8年度 参考賃借料一覧】

農地区分		参考賃借料 (10aあたり)	農業共済組合の引受基準収量 (10aあたり)	備考
田	1級地	12,500円	580kg以上の水田	
	2級地	9,500円	510kg以上580kg未満の水田	
	3級地	7,500円	440kg以上510kg未満の水田	
	4級地	6,000円	440kg未満の水田	
畑	普通畑	3,000円		特殊作物を除く

- (1) 適用時期 この参考賃借料は令和8年度作付けより適用します。
- (2) 参考賃借料の算定について（土地改良賦課金）
土地改良賦課金の支払いは、地域の実情に合わせ当事者間で十分話し合い決めてください。
- (3) 賃借料を変更される場合（農地中間管理機構を利用されている方）
賃借料の変更が生じた場合は農地中間管理機構へ変更協議等が必要ですので農業委員会事務局まで連絡ください。なお、申請期間は4月～7月までとなります。
- (4) 交付金について
国経営所得安定対策、町生産振興助成等交付金の係わりは当事者間で十分協議してください。

農地に関することは、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員又は、農業委員会事務局(電話 87-0525)へご相談ください。

飯 豊 町 農 業 委 員 会